

まちづくり基本条例（平成11年3月制定）

第1条（生活者の視点に立ったまちづくり）

成熟社会におけるまちづくりは、一人一人が地域社会の中で、安全に、安心して暮らすことができるまちづくり及び地域への愛着をなくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立って行われなければならない。

第2条（理解、信頼及び協働によるまちづくり）

成熟社会におけるまちづくりは、県、市町、県民及び事業者の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

第3条（県の責務） まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施、市町が実施するまちづくりに関する施策の援助と総合調整

第4条（市町の責務） 地域の状況に応じたまちづくりに関する施策を策定及び実施、県が実施するまちづくり施策への協力

第5条（県民の責務） 自発的かつ自律的にまちづくりに取り組むよう努める、県及び市町が実施するまちづくり施策への協力

第6条（事業者の責務） 県民と協力してまちづくりに取り組むよう努める、県及び市町が実施するまちづくり施策への協力

第7条（安全なまちづくり）

- (1) 災害、犯罪及び事故から人々の安全の確保を図る暮らしを守るまちづくりに関する施策
- (2) 高齢者等を含むすべての人々が公益的施設等を円滑に利用することができるバリアフリーのまちづくりに関する施策
- (3) 環境との調和に配慮した自然と共生するまちづくりに関する施策

まちづくり基本方針（平成19年7月改訂）

成熟社会のまちづくり（第1部第1節）P3～

成熟社会のまちづくりは、県民、事業者、市町及び県のパートナーシップによる参画と協働のもと、様々な地域資源を生かしながら、地域において暮らしやすい生活環境の創造を目指すものである。

成熟社会の7つの視点

【成長社会の特徴】

- 社会の成長を前提
- 自然の改変、喪失
- 巨大、拡大型
- 経済効率性、生活の量的充足
- 画一、標準的
- 生産者の視点
- 地域への無関心、自己中心的考え

【成熟社会の目指すべき方向】

- 環境重視、持続可能な仕組みづくり
- 自然の保全、再生、創出
- 身の丈にあった集約型
- 生活の質の向上
- 多様性・個性化
- 消費者、生活者の視点
- 人と人とのきずな、結びつき

まちづくりの担い手とその役割（第3部第2節）P88～

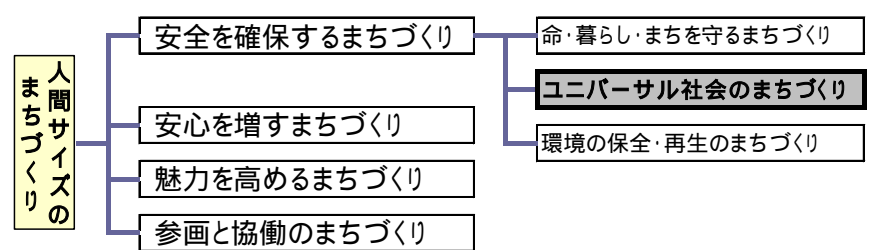
県の役割
広域的な観点からのまちづくりの推進、地域と市町が一体となったまちづくりへの支援、先導的なまちづくりの実践への手引きが県に求められる役割であり、市町との役割分担をより明確にした上で、まちづくりをともに担っていくパートナーとして市町との連携強化に取り組む。

市町の役割
地域のやる気を引き出し、地域と一体となった参画と協働のまちづくりを推進する。また、適宜適切な情報の提供・公開、各地域コミュニティ間の情報交換や交流が促進される機会の提供や場の整備へ取り組む。

県民の役割
「自分たちのまちは自分たちでつくるんだ」という責任感や気概を持ってまちづくり活動に積極的に参加し、できることやすべきことを考え、将来を見据えながら地域にとってより良いまちづくりに取り組む。さらに、地域の課題を解決していくために行政等と協働した持続可能なまちづくり活動の展開を図る。

事業者の役割
企業市民として地域住民と共にまちづくり活動に参加し、地域社会における身近なまちづくりに積極的に取り組む。

まちづくり施策の基本方向（第3部第2節）P68～



ユニバーサル社会のまちづくり
【福祉のまちづくり】
ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針に基づき、だれもが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会づくりを進める。
【移動などの円滑化の促進】
公共交通機関の駅舎や車両の公共交通バリアフリー化促進事業に加えて、駅周辺や施設間の移動の円滑化を進める。
【外国人への対応】
外国人滞在者に対して、多言語による生活面のアドバイスや緊急時の防災情報の提供などをメディアと連携し進める。

福祉のまちづくりによる成熟社会の構築

福祉のまちづくりは、成熟社会のまちづくりの重要な一翼を担っており、暮らしやすい生活環境を創るため、ユニバーサル社会づくりの進展やバリアフリー法制定など社会情勢の変化に対応した仕組みや施設整備のルールづくりが求められている。

広域的・先導的なまちづくりの推進

広域的なまちづくりの観点を踏まえ、地域や市町がまちづくりに取り組む際に、ユニバーサル社会づくりの考え方を導入した先導的なまちづくりへと取り組みの底辺を全県に拡大していくことが県の役割として求められている。

バリアフリーのまちづくりからユニバーサル社会のまちづくりへ
社会情勢の変化に対応するとともに、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の趣旨を踏まえ、障害者や高齢者のみならずすべての人を対象としてハード・ソフト施策を一体的に進めるユニバーサル社会のまちづくりの推進が求められている。

福祉のまちづくりにおける課題

「福祉のまちづくり条例」の改正及び「福祉のまちづくり基本方針」の見直し

最近の国の動き

- ・バリアフリー新法の施行(H18.12.20:国土交通省) 地方公共団体は、その地域性を考慮して条例により、対象となる建築物の規模を引き下げたり、整備基準を付加することができる(法第14条第3項)
- ・2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の開催(H19.11:厚生労働省) 本大会(静岡県で開催)を通じて、障害の有無にかかわらず誰もが社会に参画し支え合う「ユニバーサル社会」の実現を目指すこととしている。
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱の決定(H20.3.28:内閣府) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する政府の基本的な方針としてバリアフリーに関する関係閣僚会議で決定される。
- ・三世代共生ユニバーサルデザイン社会の構築に向けた調査研究(H21.3.5～:国土交通省) 鉄道駅等のバリアフリー化に伴う高齢者や子育て世代の交通、消費行動の変化に関する調査を実施中。
- ・第1回交通基本法検討会(H21.11.13～:国土交通省) 公共交通を維持・再生し、人口減少、少子・高齢化の進展など諸課題に対応するため交通にかかる基本的な法制のあり方について検討中。「健常者の生活交通と移動制約者の福祉輸送を一体的に考えるべき」など福祉のまちづくりに関連する意見も提示される。